

## 新旧対照表

変更前	変更後
<p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>高知市は、高知県の中央部に位置し、人口 33 万人を擁する中核市として高知県の政治、経済、文化等をリードする県庁所在地である。</p> <p>市域は、北に標高 1,177m の工石山を中心とする山々が、南に黒潮の暖流がうねる太平洋が広がる。土佐藩 15 代藩主山内容堂に「土佐 24 万石に代え難い」と風光明媚を謳われた浦戸湾を抱え、清流鏡川に代表される 7 つの河川が流れる海拔 0 m から 1,000m 超に及ぶ豊かな自然に恵まれた懐の広い南国都市である。</p> <p>平成 17 年 1 月 1 日、鏡川上流の鏡村、土佐山村と合併し、市内を流れる七河川の流域全域が一つの市域に包含されるという全国的にも稀な河川を有する市となった。ただ、本市は平地が少ないため土地の地価が高く、製造業など企業立地に向く用地が極めて限られていることや大都市圏から遠いという地理的なハンディのため流通コストが高いことなどから、第二次産業の占めるウエイトが非常に低く、産業構造は、第一次産業 0.4%、第二次産業 11.3%、第三次産業 88.4%（高知市統計書平成 17 年度版より）となっている。</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>特に、コールセンターは平成 16 年度以降、4 社が相次いで本市に進出し、平成 18 年 3 月末現在で 264 名（うち 25 歳までの若年雇用者は 115 名）の新規雇用が実現し、19 年度中にはさらに 120 名程度の新規雇用が見込まれている。</p> <p>全国的な景気の回復に伴い、企業側は大都市圏において雇用の確保が徐々に難しくなってきたことから、優秀な人材を求め地方に進出を図る動きが出てきており、こうした背景を受け、本年度には石油製品の受発注業務等を行う企業及び医療系のシステム開発を行う企業の本市への誘致が実現した。今後さらにこのような傾向に拍車がかかることで本市の雇用拡大につながることへの期待が高まっている。</p>	<p><b>4 構造改革特別区域の特性</b></p> <p>高知市は高知県の中央部に位置し、都市部と中山間地域及び田園地域をもつ、人口 35 万人を擁する中核市として高知県の政治、経済、文化等をリードする県庁所在地である。本市は平成 20 年 1 月 1 日の春野町との合併により、仁淀川河口の東部に広がる県内屈指の施設園芸地域が新たに市域に加わった。これにより農業算出額も県下市町村の中で随一の農業生産地域となった。</p> <p>市域の北部は山林、西部は丘陵地が続き、平野の開けた中央部から南東部へかけて都市、同じく平野である東部には水田地帯が広がっている。また、南部は土佐湾に面し、海岸線からは雄大な太平洋を一望することができる。</p> <p>ただ、本市は平地が少ないため土地の地価が高く、製造業など企業立地に向く用地が極めて限られていることや大都市圏から遠いという地理的なハンディのため流通コストが高いことなどから、第二次産業の占めるウエイトが非常に低く、産業構造は、第一次産業 0.3%、第二次産業 10.7%、第三次産業 89.0%（高知市統計書 平成 18 年度版より）となっている。</p> <p style="text-align: center;">〈省略〉</p> <p>特に、コールセンターは平成 16 年度以降、4 社が相次いで本市に進出し、平成 19 年 3 月末現在で 348 名の新規雇用が実現している。</p> <p>全国的な景気の回復に伴い、企業側は大都市圏において雇用の確保が徐々に難しくなってきたことから、優秀な人材を求め地方に進出を図る動きが出てきており、こうした背景を受け、石油製品の受発注業務等を行う企業及び医療系のシステム開発を行う企業の本市への誘致が実現したところである。今後さらにこのような傾向に拍車がかかることで本市の雇用拡大につながることへの期待が高まっている。</p>

変更前	変更後
<p data-bbox="150 248 499 277"><b>5 構造改革特別区域計画の意義</b></p> <p data-bbox="448 344 518 374">〈省略〉</p> <p data-bbox="150 394 820 613">こうした状況を受け、各産業の雇用吸収力の低下も顕著となっており、<u>昨年10月の県内の有効求人倍率は0.44倍と全国最下位まで落ち込んだほか、若年層の失業者も多く、総務省が実施した「就業構造基本調査」における若年者（15～24歳）の失業率は18.8%と沖縄県に次ぎ全国で2番目となっている。</u></p> <p data-bbox="448 633 518 663">〈省略〉</p> <p data-bbox="150 728 820 853"><b>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</b></p> <p data-bbox="150 873 820 949">(1) 高知市地域<u>提案型</u>雇用創造促進事業（パッケージ事業）<u>構想</u></p> <p data-bbox="150 969 820 1234">国（厚生労働省）は、<u>地域提案型雇用創造促進事業の導入にあたり、市町村から構想提案を募り、その中から雇用創造効果の高いものをコンテスト方式により選抜することとなっており、雇用機会の少ない本市では、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、本市構想をまとめ提案し、事業受託を目指している。</u></p> <p data-bbox="150 1301 456 1330">(2) 若者就職応援セミナー</p> <p data-bbox="150 1350 820 1615">若年の未就職者に対して、キャリアカウンセラーによる職業相談及び求人と求職のミスマッチ業種である営業・販売並びに求職ニーズの多い一般事務の<u>職種別スキルアップ</u>研修を民間委託により実施する。また、セミナー終了後は合同就職面接会やジョブマッチ事業など、無料職業紹介事業に引き継ぐことにより、受講者の就職活動促進を図る。</p> <p data-bbox="150 1682 408 1711">(3) 無料職業紹介事業</p> <p data-bbox="150 1731 820 1951">専任の求人开拓員を配置し、企業の求人开拓をするとともに、求職登録者（若者就職応援セミナー修了生及びテレコミュニケーション養成講座修了生）のフォローアップ研修を行うことにより、両者のミスマッチ解消を図り若年者等の就職率向上をめざす。</p>	<p data-bbox="844 248 1193 277"><b>5 構造改革特別区域計画の意義</b></p> <p data-bbox="1144 344 1214 374">〈省略〉</p> <p data-bbox="844 394 1516 568">こうした状況を受け、各産業の雇用吸収力の低下も顕著となっており、<u>県内の有効求人倍率は、0.48倍（平成18年度の平均値）であり、有効求人数も低調で、高知県の雇用失業情勢は全国的にみても厳しい状況が続いている。</u></p> <p data-bbox="1144 633 1214 663">〈省略〉</p> <p data-bbox="844 728 1516 853"><b>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項</b></p> <p data-bbox="844 873 1453 902">(1) 高知市地域雇用創造<u>推進</u>事業（<u>新</u>パッケージ事業）</p> <p data-bbox="844 969 1516 1189">平成19年度から平成21年度までの事業として、国（厚生労働省）から事業委託を受けた新パッケージ事業（雇用拡大事業、人材育成事業、就職促進事業等）を実施することにより、<u>雇用環境の厳しい本市において、雇用機会の創出・拡大など雇用環境の改善に向けた取組を進めている。</u></p> <p data-bbox="844 1301 1150 1330">(2) 若者就職応援セミナー</p> <p data-bbox="844 1350 1516 1615">若年の未就職者に対して、キャリアカウンセラーによる職業相談及び求人と求職のミスマッチ業種である営業・販売並びに求職ニーズの多い一般事務を中心とした<u>職種別スキルアップ</u>研修を民間委託により実施する。また、セミナー終了後は合同就職面接会やジョブマッチ事業など、無料職業紹介事業に引き継ぐことにより、受講者の就職活動促進を図る。</p> <p data-bbox="844 1682 1102 1711">(3) 無料職業紹介事業</p> <p data-bbox="844 1731 1516 1951">専任の求人开拓員を配置し、企業の求人开拓をするとともに、求職登録者（若者就職応援セミナー修了生及びテレコミュニケーション養成講座修了生）のフォローアップ研修を行うことにより、両者のミスマッチ解消を図り若年者等の就職率向上をめざす。</p>

変更前	変更後
<p>(4) 企業誘致</p> <p>本市では、<u>雇用の創出と産業基盤の強化、環境の整備等を目指し、企業立地助成金を用意し、企業誘致活動を進めてきた。</u></p> <p>特に近年は、若年層の雇用の拡大や、地域経済への波及効果の大きいコールセンター誘致に関して、県・市が一体となって、情報交換を密にしながら取り組みを進め、現在、コールセンター4社の進出が実現した。</p> <p><u>また、本年度は情報系企業の拠点事務所の進出も決定するなど、雇用創出については、まだまだ少ない段階ではあるが、成果も得られる状況にあり、今後も人材供給への支援も含めた、進出企業の安定的操業へ向けた対応を図っていききたい。</u></p> <p><b>別紙 2</b></p> <p><b>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</b></p> <p>(1) <b>講座の開設者</b></p> <p>学校法人 日翔学園 高知開成専門学校 (高知県高知市本宮町 65-7)</p> <p><b>4 特定事業の内容</b></p> <p>(1) <b>経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</b></p> <p>以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>【学校法人 日翔学園 高知開成専門学校】</p> <p>① 基本情報技術者講座 (A コース) ※別添資料4のとおり</p> <p>② 基本情報技術者講座 (B コース) ※別添資料5のとおり</p> <p>③ 基本情報技術者講座 (C コース) ※別添資料6のとおり</p>	<p>(4) 企業誘致</p> <p>本市では、<u>操業環境の整備や雇用の創出等を目指し、企業誘致活動を進めてきた。</u></p> <p>特に近年は、若年層の雇用の拡大や、地域経済への波及効果の大きいコールセンター誘致に関して、県・市が一体となって、情報交換を密にしながら取り組みを進め、現在、コールセンター4社の進出が実現した。</p> <p><u>また、市民ニーズの高い情報系企業が3社進出するなど、雇用創出については、成果も得られる状況にあり、今後も人材供給への支援も含めた企業誘致活動を行っていききたい。</u></p> <p><b>別紙 2</b></p> <p><b>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者</b></p> <p>(1) <b>講座の開設者</b></p> <p>①学校法人 日翔学園 高知開成専門学校 (高知県高知市本宮町 65-7)</p> <p>②学校法人 龍馬学園 高知情報ビジネス専門学校 <u>(高知市北本町 1-12-6)</u></p> <p><b>4 特定事業の内容</b></p> <p>(1) <b>経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画</b></p> <p>以下の講座の運営に当たって、履修内容の詳細について経済産業大臣もしくは独立行政法人情報処理推進機構(I P A)に相談を行い、助言があった場合には対応することとする。</p> <p>【学校法人 日翔学園 高知開成専門学校】</p> <p>① 基本情報技術者講座 (A コース) ※別添資料4のとおり</p> <p>② 基本情報技術者講座 (B コース) ※別添資料5のとおり</p> <p>③ 基本情報技術者講座 (C コース) ※別添資料6のとおり</p>

変更前	変更後
<p><b>(2) 修了認定の基準</b></p> <p>基本情報技術者講座 A コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（1級）」を受験し、合格した者であって当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p> <p>基本情報技術者講座 B コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第 1 部科目合格した者であって当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p> <p>基本情報技術者講座 C コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（3級）」を受験し、合格した者であって当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p> <p>おって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準をみたした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</p>	<p><b>【学校法人 龍馬学園 高知情報ビジネス専門学校】</b></p> <p>④ <u>基本情報技術者講座（Aコース）</u>  <u>※別添資料 7 のとおり</u></p> <p>⑤ <u>基本情報技術者講座（Bコース）</u>  <u>※別添資料 8 のとおり</u></p> <p>⑥ <u>基本情報技術者講座（Cコース）</u>  <u>※別添資料 9 のとおり</u></p> <p><b>(2) 修了認定の基準</b></p> <p>①<u>学校法人 日翔学園 高知開成専門学校</u></p> <p>基本情報技術者講座 A コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（1級）」を受験し、合格した者であって当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p> <p>基本情報技術者講座 B コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第 1 部科目合格した者であって当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p> <p>基本情報技術者講座 C コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（3級）」を受験し、合格した者であって当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</p> <p>おって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準をみたした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</p> <p>②<u>学校法人 龍馬学園 高知情報ビジネス専門学校</u></p> <p><u>基本情報技術者講座Aコースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（1級）」を受験し、合格した者であって当該講座を 2/3 以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</u></p>

変更前	変更後
	<p><u>基本情報技術者講座 B コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（2級）」を受験し、合格並びに第1部科目合格した者であって当該講座を2/3以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</u></p> <p><u>基本情報技術者講座 C コースは、民間資格を取得するための試験である「情報処理技術者能力認定試験（3級）」を受験し、合格した者であって当該講座を2/3以上の出席をもって履修した者について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。</u></p> <p><u>おって、これらの有資格者に対し、当該試験を実施し、株式会社サーティファイが定める合格基準をみたした者について、修了を認定する。また、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が提供する問題を使用して修了認定に係る試験を実施した場合は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。</u></p>

変更前									
別添資料5									
3. 経済産業大臣が告示で定める履修項目と履修計画の対応関係									
経済産業大臣が告示で定める履修項目		項目	対応するカリキュラム名	対応する教材の名称	教材の該当箇所	該当頁	対応する「民間資格を取得するための試験の試験項目」		
分野					部・章・節（目次）		サーティファイ 情報処理技術者能力認定試験 2級		
三 システムの開発と運用	(一) システムの開発	3 開発環境					6 システム開発と運用 1 EUC、EUD、ソフトウェアの利用		
変更後									
別添資料5									
3. 経済産業大臣が告示で定める履修項目と履修計画の対応関係									
経済産業大臣が告示で定める履修項目		項目	対応するカリキュラム名	対応する教材の名称	教材の該当箇所	該当頁	対応する「民間資格を取得するための試験の試験項目」		
分野					部・章・節（目次）		サーティファイ 情報処理技術者能力認定試験 2級		
三 システムの開発と運用	(一) システムの開発	3 開発環境	コンピュータ概論	IAC株式会社 基本情報技術者 システム開発と関連知識 基本テキスト	1-14開発環境 1-15部品化と再利用 1-16外部環境の利用	89~97			

変更前

別添資料 6

3. 経済産業大臣が告示で定める履修項目と履修計画の対応関係

経済産業大臣が告示で定める履修項目		項目	対応するカリキュラム名	対応する教材の名称	教材の該当箇所		対応する「民間資格を取得するための試験の試験項目」
分野					部・章・節（目次）	該当頁	
三 システムの開発と運用	(一) システムの開発	3 開発環境					6 システム開発と運用 1 EUC、EUD、ソフトウェアの利用

変更後

別添資料 6

3. 経済産業大臣が告示で定める履修項目と履修計画の対応関係

経済産業大臣が告示で定める履修項目		項目	対応するカリキュラム名	対応する教材の名称	教材の該当箇所		対応する「民間資格を取得するための試験の試験項目」
分野					部・章・節（目次）	該当頁	
三 システムの開発と運用	(一) システムの開発	3 開発環境	コンピュータ概論	TAC株式会社 基本情報技術者 シ ステム開発と関連知 識 基本テキスト	1-14 開発環境 1-15 部品化と再利用 1-16 外部環境の利用	89~97	